

ABS議定書原案に対する 日本政府へのNGO提案

CBD市民ネット ABS作業部会長
A SEED JAPAN 共同代表
小林 邦彦

1

提案内容の骨子

- 原産国の生物多様性保全・持続可能な利用に貢献する仕組みを作るべきである。
– 関連条項：4条、13条4項に対する提案
- 先住民族、地域社会の権利が十分に保障される仕組みを作るべきである。
– 関連条項：4条4項、5条BIS、9条1項に対する提案
- 議定書の遵守を確実にする仕組みを作るべきである。
– 関連条項：13条1項・4項に対する提案

2

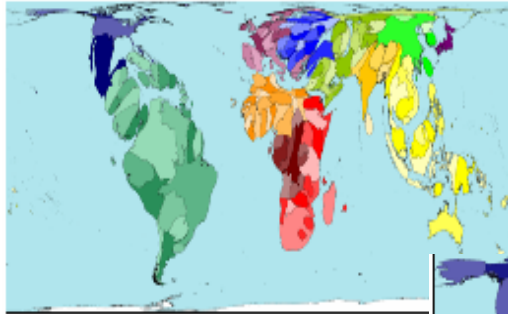
原産国に関する議定書原案の現状

- 議定書案がカバーしている範囲(下線部分)
 - 原産国→提供国→利用国
 - 提供国(原産国でもある)→利用国
- 原産国と提供国が異なる場合、原産国には利益配分されない可能性が高い。

原産国への利益配分を 進めるべき理由

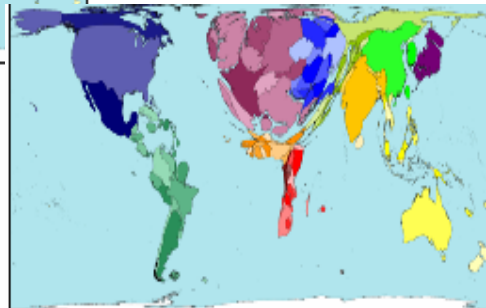
1. 先進国と途上国の公平性を確保する
 - 1-A: 植物園・ジーンバンクが先進国に偏在
 - 1-B: 先進国企業の生物由来の開発の減少(ジーンバンクの利用増?)
 - 1-C: 植物園等による自主的な原産国への利益配分の拡大
2. 生物多様性条約の目的との整合性

1-A: 遺伝資源の偏在



← 植物種の分布図

↓ 植物園の分布図



- 中南米・アフリカに植物種が多い
- 各植物園の保有種の割合は不明だが、植物園の多くが先進国に偏在
- 植物園に加えてジーンバンクなども先進国に多い

1-B: 遺伝資源を利用する産業の市場規模

産業	遺伝資源	売上高 (US \$ millions)
医薬品	植物、動物、微生物	178,000 - 356,000 (市場全体 712,000)
バイオテクノロジー	植物、動物、微生物	73,478
種子	植物	22,900
農業	植物、動物、微生物	30,425
園芸品	植物	2,054
化粧品・パーソナルケア	植物、動物、微生物	85,000
合計 (推計)		391,857 - 567,857

[出典: EIC ネット: 「ABS の ABC ~ 生物多様性条約での利益配分の事始」]

6

天然物由来の医薬品開発社内部門の状況 → 先進国企業の生物由来の開発の減 (ジーンバンクの利用増?)

Industry	Sales in 2004		History		
	US\$ Bio		1980s	1990s	2000s
Pfizer	46.13		Nagoya, Japan	Shut Down	Vicuron aquired, also outsourced
Sanofi-Aventis	34.68		Mumbai	Shut Down	
GSK	33.03		UK+Spain	CNPP est.	MerLion Pharm
Merck	22.93		US+Spain		Shut Down
J&J	22.12				Outsourced
Novartis	21.54		Basel	Basel	Cilab, Biotek
AstraZeneca	20.86			Gryffith Univ	
Roche	19.17		Kamakura, Japan	Closed, to Basel	Basilea Pharm
BMS	15.48		Tokyo, Japan	Closed, to CT	Closed
Wyeth	13.96		US	AC acquired	Still active
Eli Lilly	13.05		Sphynx acquired	AMRI spinned off	
Abbott	11.58		US	Agro spin-off	
Amgen	10.55		No activity		
Boeinger Ing	8.43		Germany		Still active
Bayer			Germany		InterMed Discovery
Shering Plough					Closed

出典: current status in US/EU Location of Natural product-based drug discovery, 奥田徹(玉川大学学術研究所)

7

1-C: キュー王立植物園のABS方針

• 利益配分

- 公正かつ衡平に原産国及び利害関係者に遺伝資源及びその派生物の利用から生じた非金銭的及び商業利用時の金銭的利益を配分する。
- CBD発効以前に取得した遺伝資源の利用から生じた利益を、できる限り、配分する。

➡ 議定書で原産国への利益配分の自主的な取り組みを推進することが重要。

8

2. 生物多様性条約の3つの目的

- 3つの目的:
 - 生物多様性の保全
 - その構成要素の持続可能な利用
 - 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 現在の議定書案では配分された利益の持続可能な利用への貢献が規定されている。ただし、実質的には提供国のみで利用される可能性が高い。
- 提供国と原産国が異なる場合にも、原産国で生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する必要がある。

提 言

- 「締約国は提供国と原産国が異なる場合、原産国にもその遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することを推奨する」規定を入れるべき。